

船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会設置要綱新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第11条 (略)</p> <p>(実務者会議)</p> <p>第12条 実務者会議に全体会議と進行管理会議を置く。</p> <p>2 実務者会議は、次に掲げる者をもって構成する。</p> <p>(1)全体会議 別表第3に掲げる関係機関等から選出された実務担当者及びこども家庭部児童相談所開設準備課家庭児童相談室所長の職にある者</p> <p>(2)進行管理会議 こども家庭部児童相談所開設準備課家庭児童相談室及び千葉県市川児童相談所の実務担当者 (全体会議構成員の代理)</p> <p>第13条 全体会議の構成員が、やむを得ない事情により、全体会議に出席できないときは、当該構成員を選出した関係機関に属する者を、代理出席させることができる。</p> <p>2 前項の規定により代理出席した者は、出席した全体会議に限り構成員とみなす。</p> <p>(全体会議の開催)</p> <p>第14条 全体会議に座長を置き、こども家庭部児童相談所開設準備課家庭児童相談室所長の職にある者をもって充てる。</p>	<p>第1条～第11条 (略)</p> <p>(実務者会議の構成員)</p> <p>第12条 実務者会議は、別表第3に掲げる関係機関等から選出された実務担当者及びこども家庭部児童相談所開設準備課家庭児童相談室所長の職にある者をもって構成する。</p> <p>(構成員の代理)</p> <p>第13条 実務者会議の構成員が、やむを得ない事情により、実務者会議に出席できないときは、当該構成員を選出した関係機関に属する者を、代理出席させることができる。</p> <p>2 前項の規定により代理出席した者は、出席した実務者会議に限り構成員とみなす。</p> <p>(実務者会議の開催)</p> <p>第14条 実務者会議に座長を置き、こども家庭部児童相談所開設準備課家庭児童相談室所長の職にある者をもって充てる。</p>

2 (略)

3 全体会議は、座長が必要に応じて招集し、座長が議長となる。

4 全体会議は、座長が必要と認めるときは、第4条に規定する関係機関等又はその他の機関等から、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(全体会議の協議事項等)

第15条 全体会議は、次に掲げる事項について協議等を行う。

(1) 支援対象児童等に関する定期的な状況把握に関すること。

(2)～(4) (略)

(5) 支援対象児童等の支援を推進するための事例検討及び研修

(進行管理会議の協議事項等)

第16条 進行管理会議は、協議会が把握するすべての支援対象児童等についての定期的な状況把握、主担当機関の確認及び支援方針の見直し等を行う。

第4章 個別ケース検討会議 (略)

第17条～第23条 (略)

(守秘義務)

第24条 (略)

2 第10条第3項及び第14条第4項の規定による求め

2 (略)

3 実務者会議は、座長が必要に応じて招集し、座長が議長となる。

4 実務者会議は、座長が必要と認めるときは、第4条に規定する関係機関等又はその他の機関等から、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(実務者会議の協議事項)

第15条 実務者会議は、次に掲げる事項について協議を行う。

(1) 支援対象児童等に関する定期的な状況把握、主担当機関の確認、支援方針の見直し等に関すること。

(2)～(4) (略)

第4章 個別ケース検討会議 (略)

第16条～第22条 (略)

(守秘義務)

第23条 (略)

2 第10条第3項及び第14条第4項の規定による求め

に応じ会議に出席した者、又は第18条の規定により調整機関の招集に応じて個別ケース検討会議に出席する者に対して、調整機関は、協議過程において知り得た秘密を漏らしてはならない旨の誓約を求めるものとする。

第25条及び第26条 (略)

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

に応じ会議に出席した者、又は第16条の規定により調整機関の招集に応じて個別ケース検討会議に出席する者に対して、調整機関は、協議過程において知り得た秘密を漏らしてはならない旨の誓約を求めるものとする。

第24条及び第25条 (略)